

水道用水供給料金の改定について

1. 基本原則

水道料金は、過去の実績及び社会情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するため必要とされる資本費用を加えて算定しなければならない。

2. 料金算定期間

水道料金算定期間は、概ね将来の3年から5年を基準とし、適正な範囲で長期化を図るものとする。（「水道料金策定要領（平成10年7月）」より）本改定(案)についても、5年を基準とする。

3. 基本方針

水道用水供給料金改定(案)の策定に当たっては、次の諸条件等について検討することとする。

- 南予水道企業団構成団体の人口及び将来推計人口
- 水道用水供給計画量及び実績
- 決算書に基づく過去の実績
- 算定期間内の営業費用及び資本費用
- 経営分析等

4. 運営方針

- (1) 人口の減少に伴う給水人口の減少、不況の影響から業務用使用水量の著しい減少、公共下水道普及等に伴う節水意識の高揚等の影響から、当企業団構成団体であるそれぞれの市町においては、水道水の供給需要及び料金収入は減少傾向にあり、当企業団の水道用水供給量においても将来的に厳しくなるものと予想される。
- (2) 地方公共団体を取り巻く環境の変化は、国の行財政改革などの影響を受けて財政面など非常に厳しい状況下にある。
- (3) 住民生活の多様化する将来に渡っても、当企業団の本来の目的である公共の福祉を推進していくためには、公営企業を取り巻く環境の変化に適切に対応し、運営基盤のより一層の充実及び強化を図る必要がある。

5. 料金体系の基本原則

(1) 個別原価主義

各構成団体の料金は、個々の水道用水供給に要する原価を基に決定する。このことは、政策的配慮に基づく料金体系の不明確性、恣意性を極力排除し、料金の客観的妥当性を確保することである。

$$\text{定額料金（基本料金）} + \text{従量料金（使用料金）} = \text{二部料金制}$$

6. 基本料金について

料金体系の原則は、使用者に不当な差別的取扱いをするものであってはならない。即ち、料金の客観的妥当性を確保することである。

基本料金とは、各使用者が水道用水使用の有無にかかわらず賦課される料金のことをいう。参考までに、基本料金（1 m³当たり単価）の算定方法は、次のとおりである。

$$\text{基本料金} = \{(\text{支払利息} + \text{元金償還金}) - \text{繰入予定額} + \text{資産維持費}\} \div \text{基本水量}$$

7. 使用料金について

使用料金とは、水使用の多寡に応じて水量と単位水量当たり価格により算定し賦課される料金のことをいう。

参考までに、基本料金（1 m³当たり単価）の算定方法は、次のとおりである。

$$\text{使用料金} = \{\text{費用} - (\text{減価償却費} + \text{資産減耗費} + \text{支払利息} + \text{受託収益})\} \div \text{用水供給量}$$

基本料金及び使用料金の推移

施行年月日	水道用水供給料金		備考
	基本料金	使用料金	
昭和61年1月10日	40円	58円	
平成2年4月1日	25円	58円	地方公営企業繰出金
平成4年4月1日	25円	73円	
平成9年4月1日	25円	80円	
平成14年4月1日	23円	80円	
平成19年4月1日	17円	80円	

8. 水道用水供給料金改定(案)について

今回の水道用水供給料金改定(案)策定に当たり、「3.基本方針」で示した各諸条件等については、

- (1) 当企業団構成団体の人口は減少傾向にあり、これに伴い給水人口も減少するものと思われる。
- (2) 給水人口の減少に伴い、水道用水供給量の増大は、これまでのようには見込めない状況にあり、よって給水収益の増加は期待できないものと考えられる。
- (3) 国の三位一体改革の影響もあり、企業団及び構成団体を取り巻く環境は厳しくなっている中、健全な企業経営を図る必要がある。
- (4) 水源水質の汚濁、微量有機物、感染症への対応、施設、設備の老朽化及び更新、耐震化、給水レベルの高水準化等、多様化・高度化する全ての課題に的確に対応しなければならない。
- (5) 将来に渡って、「公共の福祉の増進」という公営企業本来の大きな目的を推進するためには、企業団を取り巻く環境の変化に適切に対応し、運営基盤のより一層の充実及び強化を図る必要がある。

等の状況であるが、構成団体である各市町(3市1町)の財政状況はますます厳しいものとなってきており、構成団体の負担軽減を図るという観点から、等企業団では鋭意検討の結果、1m³当たりの基本料金を現行の23円から17円に、使用料金については現行のまま据え置き80円とするのが妥当と考え、この度、基本料金の改定を行うこととした。

当企業団としては、本来の大きな目的である「公共の福祉の増進」即ち「良質で安全な水道水の確保」及び「安定供給」を推進するため、運営基盤のより一層の充実・強化を図り、施設設備更新時期等の延伸、経費節減対策を講じるなど企業努力を行い、効率的かつ健全な運営を図る所存である。

平成19年3月

南予水道企業団